

規 則

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び学校職員の宿直勤務及び日直勤務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

埼玉県教育委員会規則第十三号

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び学校職員の宿直勤務及び日直勤務に関する規則

(学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第一条 学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成七年埼玉県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の二条を加える。

(時間外勤務を命ずる際の考慮)

第五条の二 教育委員会は、学校職員に時間外勤務(条例第八条第二項の規定に基づく勤務をいう。以下同じ。)を命ずる場合には、必要最小限の勤務を命ずるものとし、学校職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。

2 教育委員会は、短時間勤務職員(条例第三条第二項から第四項までに規定する学校職員をいう。)に時間外勤務を命ずる場合には、短時間勤務職員の正規の勤務時間が常時勤務を要する職を占める学校職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。

(時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限)

第五条の三 教育委員会は、学校職員に時間外勤務を命ずる場合には、一箇月(月の初日から末日までをいう。以下この条において同じ。)について四十五時間及び一年(四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。以下この条において同じ。)について三百六十時間(次項において「限度時間」という。)を超えて勤務をさせてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い臨時又は緊急に限度時間を超えて学校職員に時間外勤務を命ずる必要がある場合には、次に掲げる時間及び月数の範囲内で、時間外勤務を命ずることができる。

- 一 一箇月において百時間未満
- 二 一年において七百二十時間
- 三 一箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一箇月、二箇月、三箇

月、四箇月及び五箇月の期間を加えたそれぞれの期間において時間外勤務を命ずる時間の一箇月当たりの平均時間について八十時間

四 一年のうち一箇月において四十五時間を超えて時間外勤務を命ずる月数について六箇月

3 教育委員会は、大規模災害への対応その他校務の運営上真にやむを得ない事由によって臨時の必要がある場合には、前二項に規定する時間又は月数を超えて学校職員に時間外勤務を命ずることができる。

4 教育委員会は、前項の規定に基づき学校職員に時間外勤務を命じた場合には、当該学校職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、一年の末日の翌日から起算して六箇月以内に、当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。

5 条例第八条第二項ただし書の県教育委員会規則で定める場合は、校務のため臨時又は緊急の必要がある場合であつて、当該育児短時間勤務職員等（条例第三条第二項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。）に条例第八条第二項に規定する勤務を命じなければ校務の運営に著しい支障が生ずると認められるときとする。

第七条の二中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号。以下「育児休業法」という。）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）をしている学校職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている学校職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）」を「育児短時間勤務職員等」に改める。

第二十条を第二十三条とし、第十九条の次に次の三条を加える。

（非常勤の学校職員の勤務時間）

第二十条 非常勤の学校職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。以下同じ。）の勤務時間は、常勤の学校職員の一週間当たりの勤務時間の範囲内において、教育委員会の定めるところによる。

（非常勤の学校職員の休暇等）

第二十一条 非常勤の学校職員の休暇は、年次休暇、特別休暇及び組合休暇とする。

2 年次休暇は有給の休暇とし、特別休暇は有給又は無給の休暇とし、組合休暇は無給の休暇とする。

第二十二条 非常勤の学校職員の年次休暇は、一の年度（常勤の学校職員が退職後引き続き非常勤の学校職員として任用された場合には、暦年による一年）ごとの休暇とし、その日数は、一週間の勤務時間が二十九時間以上の非常勤の学

校職員にあっては勤続年数に応じて、一週間の勤務時間が二十九時間未満の非常勤の学校職員にあっては勤続年数及び週所定勤務日数（週以外の期間によって所定勤務日数又は所定勤務時数が定められている非常勤の学校職員にあっては一の年度の所定勤務日数又は所定勤務時数）に応じて、二十日の範囲内で教育委員会が定める日数とする。

2 有給の特別休暇は、次の各号に掲げる休暇とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。

一 非常勤の学校職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年埼玉県条例第五十一号）の適用を受ける者にあつては同条例第二条の二第一項に規定する通勤、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の適用を受ける者にあつては同法第七条第二項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかった場合の休暇 その療養に必要な期間

二 第十二条第一項第十号に掲げる場合の休暇 別表第三の日数欄に掲げる日数の範囲内の期間

三 第十二条第一項第十二号に掲げる場合の休暇 一週間の勤務時間が二十九時間以上の非常勤の学校職員にあっては四日（ただし、当該期間における勤務日数が四日に満たない非常勤の学校職員にあってはその勤務する日数）の範囲内で、一週間の勤務時間が二十九時間未満の非常勤の学校職員にあっては週所定勤務日数（週以外の期間によって所定勤務日数又は所定勤務時数が定められている非常勤の学校職員にあっては一の年度の所定勤務日数又は所定勤務時数）に応じて三日の範囲内で教育委員会が定める期間

四 第十二条第一項第十四号に掲げる場合の休暇 その都度必要と認められる期間

五 第十二条第一項第十五号に掲げる場合の休暇 その都度必要と認められる期間

六 第十二条第一項第十六号に掲げる場合の休暇 七日の範囲内においてその都度必要と認められる期間

七 第十二条第一項第十七号に掲げる場合の休暇 連続する七日の範囲内の期間

3 無給の特別休暇は、次の各号に掲げる休暇とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。

一 前項第一号に定める以外の負傷又は疾病に係る療養のための休暇 一週間の勤務時間が二十九時間以上の非常勤の学校職員にあっては一の年度におい

て十日の範囲内の期間とし、一週間の勤務時間が二十九時間未満の非常勤の学校職員にあっては一の年度において週所定勤務日数（週以外の期間によって所定勤務日数又は所定勤務時数が定められている非常勤の学校職員にあっては一の年度の所定勤務日数又は所定勤務時数）に応じて十日の範囲内で教育委員会が定める期間

二 非常勤の学校職員の出産の場合の休暇 出産予定日六週間（多胎妊娠の場合にあっては、十四週間）前の日から産後八週間を経過するまでの期間

三 第十二条第一項第二号に掲げる場合の休暇 同号に定める範囲内で必要と認められる期間

四 第十二条第一項第三号に掲げる場合の休暇 同号に定める範囲内で必要と認められる期間

五 妊娠中の非常勤の学校職員が母子保健法に規定する保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇 必要と認められる期間

六 第十二条第一項第四号に掲げる場合の休暇 一週間の勤務時間が二十九時間以上の非常勤の学校職員にあっては十四日の範囲内の期間とし、一週間の勤務時間が二十九時間未満の非常勤の学校職員にあっては週所定勤務日数（週以外の期間によって所定勤務日数又は所定勤務時数が定められている非常勤の学校職員にあっては一の年度の所定勤務日数又は所定勤務時数）に応じて十四日の範囲内で教育委員会が定める期間

七 労働基準法第六十七条に規定する生後満一年に達しない子を育てる場合の育児時間 一日二回各々三十分

八 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する非常勤の学校職員が、当該子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇 一の年度において五日（小学校就学の始期に達するまでの子が二人以上の場合にあっては、十日）の範囲内の期間

九 要介護家族（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子、配偶者の父母及び第十四条第一項各号に掲げる者であって負傷、疾病又は老齢により二週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者をいう。以下同じ。）の介護等のため勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇 一の年度において五日（要介護家族が二人以上の場合にあっては、十日）の範囲内の期間

十 要介護家族の介護をするため、要介護家族ごとに、三回を超えず、かつ、通算して九十三日を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇 指定期間内において必要と認められる期間

十一 要介護家族の介護をするため、要介護家族ごとに、連続する三年の期間（当該要介護家族に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇 当該連続する三年の期間内において一日につき二時間（当該非常勤の学校職員について一日につき定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間が二時間を下回る場合にあつては、当該減じた残りの時間）を超えない範囲内で必要と認められる期間

十二 生理のため勤務が著しく困難な場合の休暇 必要と認められる期間

十三 第十二条第一項第二十号に掲げる場合の休暇 必要と認められる期間

4 組合休暇は、教育委員会の承認を得て登録された職員団体の業務に従事する場合（登録された職員団体の規約に定める機関で第十三条第一項で定める機関の構成員として当該機関の業務に従事する場合及び登録された職員団体の加入する上部団体のこれらの機関に相当する機関の業務で当該職員団体の業務と認められるものに従事する場合に限る。）の休暇とし、一の年度について三十日の範囲内とする。

5 第二項第三号の休暇は、六月から九月までの期間内における原則として連続する休暇とし、任用期間が継続して六月以上、かつ、六月一日から九月三十日までの期間のいずれかの日に勤務する非常勤の学校職員に限り、取得することができる。

6 第三項第八号及び第九号の休暇は、一週間の勤務日が三日以上とされている非常勤の学校職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤の学校職員で一年度の所定勤務日数が百二十一日以上であるものであつて、六月以上継続勤務しているものに限り、取得することができる。

7 前項の規定は、第三項第十号及び第十一号の休暇について準用する。この場合において、前項中「六月」とあるのは「一年」と読み替えるものとする。

8 第三項第十号の休暇は、当該休暇の期間の初日から九十三日を経過する日（以下この項において「九十三日経過日」という。）を超えて引き続き在職することが見込まれる場合に取得することができる（九十三日経過日から一年を経過するまでの間に、任期が満了し、かつ、引き続き採用されないことが明らかである場合を除く。）。

9 第十三条第二項から第四項までの規定は、第四項の休暇について準用する。

この場合において、第十三条第四項中「七時間四十五分」とあるのは、「勤務日ごとの勤務時間の時間数の全て」と読み替えるものとする。

(学校職員の宿直勤務及び日直勤務に関する規則の一部改正)

第二条 学校職員の宿直勤務及び日直勤務に関する規則（昭和三十七年埼玉県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成七年埼玉県条例第二十八条」の下に「。以下「条例」という。」を加える。

第三条第二項中「職員」を「学校職員」に改め、同項の次に次の二項を加える。

3 教育委員会は、学校職員に前条に規定する勤務を命ずる場合には、当該勤務が過度にならないように留意しなければならない。

4 条例第八条第一項ただし書の規定により県教育委員会規則で定める場合は、前条に掲げる勤務を命じようとする時間帯に、当該勤務に従事する学校職員のうち育児短時間勤務職員等（条例第三条第二項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。）以外の学校職員に当該勤務を命ずることができない場合とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則第二十条から第二十二条までの規定は、平成三十二年四月一日から施行する。

3 改正後の学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則第五条の三第二項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用については、平成三十一年八月三十一日まで、同号中「五箇月の期間」とあるのは、「五箇月の期間（平成三十一年四月以降の期間に限る。）」と読み替えるものとする。